

建造物の持続可能な保存と活用の 在り方について

—三階蔵を事例として—

久保 奈緒子

人間文化科学研究科地域文化学専攻博士後期課程

はじめに

2018(平成30)年の第196回通常国会において、文化庁が文化財の活用についてNPOなど民間団体の活動を促進するよう、文化財保護法の一部を改正する法律が成立し、2019(平成31)年4月1日から施行することとなった。文化財建造物に関しては、安易な活用は文化財としての価値を損なう可能性もある。その一方で、内部公開などの活用を行うことは、追体験の場として活用しつつ、後世にその価値を伝えていくことにつながる。本稿では、三階蔵という特殊な文化財の保存と活用の実例を挙げて、積極的な活用とその課題について考察する。

1. 三階蔵の活用と文化財について

1-1. 三階蔵とは

三階蔵は、江戸時代から建てられ始めた三階建ての蔵である。現存する三階蔵の所在地は全国に散見され、場所によっては複数棟が集中する場所もある。ほとんどが旧城下町や宿場町など、いわゆる町場に所在しており、移築例を除いて農村部にはほぼ見られない。

文献および絵画史料の先行研究においては、貞享5(1688)年に刊行された井原西鶴の『日本永代蔵』にある通り、「富の象徴」であったとする説が通説となっている¹。現存する三階蔵の多くは、かつて豪商であったり、庄屋であったりと、金銭的に恵まれた家であり、このことが通説の信ぴょう性を裏付けている。

蔵とは元来、収納場所である。特に土壁を用いる土蔵は湿度を一定に保つ機能に優れ、季節による寒暖の差が大きい日本の気候下では重宝されてきた。建物が密集する町場においては、土蔵の防火性能の高さも期待され、江戸を中心に広く普及していった。現存する三階蔵のほとんどは収納空間として建てられたものである。

1-2. 三階蔵の活用について

これまで、三階蔵に関して様々な角度から考察を試みてきた。修士論文では、全国に現存する三階蔵に関して現地調査を元に構造面での考察を行った

²。それを元に、近江八幡市³や彦根市⁴など複数の三階蔵が残る地域について、また増築された例⁵や独立柱を持つ例についてはその役割に関する考察⁶などもそれぞれ行ってきた。こうした基礎的な考察に際して現地調査を行うと、所有者が自治体か個人かなどの違いによって活用の方法も様々あることがわかった。三階蔵のみならず、収納空間として建てられた土蔵の多くは、時代の変化と共にその数も役割も減らしているが、一方では時代に合わせた活用が試みられている例もある。基礎的な研究を通してわかった三階蔵の特徴を活用に際しても活かすことで、建物自体の保存とともに本来の役割についても後世に保存することができるのではないかと。三階蔵の活用方法の考察を通して、持続可能な活用方法を検討する必要があると考える。

1-3. 文化財とは

建造物は、文化財の分類上は有形文化財である。有形文化財には大きく分けて、指定文化財と登録文化財の2種類がある。指定文化財はさらに国、都道府県、市町村がそれぞれ指定することができるため3段階に分かれる。国の指定文化財(重要文化財)の中でも、とりわけ貴重とされた場合は国宝に指定される。

現存を確認している78棟の三階蔵の内、文化財となっているのは42棟、そのうち国指定有形文化財(=重要文化財)は8棟、都道府県の指定有形文化財は1棟、市町村の指定有形文化財は2棟、登録有形文化財は31棟である(表1)。

民家建築を文化財にしようとする動きは近年活発化しており、民家建築の一部を成す付属屋である三階蔵も、その恩恵に預かって文化財になる例が増えている。別の見方をすれば、主屋は増改築や建て直しをしても、付属屋は古いまま所有し続けている場合もあり、後で述べる島村家土蔵のように、蔵が単体でその歴史的価値を認められて文化財になることもある。

文化財になることで具体的に影響があるのは、修繕などの建物への改変に際して一定の制約を受ける点が挙げられる。ただし、修繕などにかかる費用の

補助や税制上の優遇を受けることができる点も併せて知っておかねばならない。先に述べたように、「登録」と「指定」ではそれぞれに課される制約にも優遇措置に違いがあるため、未だその建物に居住し生活を送っている場合などには、指定の価値があると認められていても、敢えて登録を選んだり、文化財になることを望まなかったりする場合もある。

三階蔵であれば、内部を公開する、あるいは蔵ではない目的で活用を考えている場合には制約が障害となる可能性もある。公開などせず、蔵として使用し続ける、あるいは空の状態でも所有するならば、安くはない修繕費の全部ないし一部を行政が負担してくれることは、大きな利点と言える。いずれにせよ、歴史的な建物においては、保存と活用と文化財指定・登録の問題は避けて通ることはできない問題である。

2. 現存する三階蔵と活用状況

現存する三階蔵は全国に78棟を確認している(表1)⁷。このうち47棟について現地調査を実施したものの、個人が所有する蔵は現在も貴重な品々の収納空間として使用されていることが多く、蔵内部への調査の許可を得ることができたのは26棟である。これと外観のみ調査を行い報告書にて情報を収集した蔵21棟の、合計47棟を中心に、現存する地域や建てられた年代、構造を中心に比較考察をおこなっている。

三階蔵の所有者と活用状況別に見ると、三階蔵自体を活用しているのは個人所有の場合がほとんどであることがわかる。自治体が所有する三階蔵は、主屋や庭園などと一体で保存されていることが多く、公開や活用対象は主屋の一部などに限られている。

2-1. 自治体所有の三階蔵と活用状況

所有が自治体に移管されている建物は、維持・管理費を自治体が負担するため、保存等を理由に非公開を原則とする場合もあれば、入館料をとって公開し、その収入をもって維持管理費に充当する場合もある。場合によっては指定管理者を設け、自治体から民間に運営を委託する場合もある。ただ、指定管理者制度は委託期間に上限があるため、長期的な視点での取り組みに向かないなどのデメリットが指摘されている(表2)。

2-1-1. 旧福原漁場文書庫

北海道余市町にある旧福原漁場は、かつてニシン漁の拠点となっていた場所である。幕末からこの地に定住しニシン漁を行っていた福原家が初代の所有者であったことから名づけられた。主屋と複数の蔵から成り、そのうちの1棟が三階蔵である。文書類などを保管するために使用されていた蔵で、地上3階・地下1階の4層構造となっている。現在は余市町が所有し、近隣にある水産博物館が実質的な管理者となっている。この三階蔵は1階、2階が展示室となっており、展示ケースや壁面を用いて、ニシン漁が盛んであった当時の民具を始め、さまざまな資料が展示されている。比較的規模が大きな蔵でもあり、一度に複数人が立ち入ったとしても、動線は十分に確保することができるため、屋内展示室として活用されている。福原漁場では、主屋や他の付属屋も含めた敷地内の建物の多くが展示として役立てられており、当時の生業や生活の状況を知ることができる。

2-1-2. 旧目黒家住宅

現存する三階蔵の多くは、旧城下町や宿場町などの「町場」にある。その中で特殊な例が、新潟県魚沼市の旧目黒家住宅である⁸。旧目黒家はかつて庄屋として地域を取りまとめた名士であり、1万㎡の広大な敷地に桁行約30mに梁行約10mの巨大な主屋を有することからも、農村部にあって豪商と同等かそれ以上の位置づけにあったと考えられる。現在は建物を含む敷地すべてを魚沼市が維持管理を行っており、冬季を除いて主屋の一部が一般公開されている。三階蔵などの付属屋は通常非公開となっているが、主屋だけでも一見の価値がある。

旧目黒家には中蔵・新蔵と呼ばれる2棟の三階蔵がある。中蔵は1871(明治4)年に再建された、桁行約10m、梁行約5.5m、棟高約9.1m、平入りの三階蔵である。新蔵は1840(天保11)年に建てられた、桁行梁行共に約5.5m、棟高7.3mの妻入りの三階蔵である。中蔵はもともと新蔵よりも先に建てられていたことがわかっているため、当初建築は1840年以前とされている。1軒に複数棟の三階蔵が現存する例は少なく、また「鞘」と呼ばれる豪雪地帯特有の木製の雪囲いで三階蔵が覆われている例は他には無い。このことから見ても、非常に特殊な例であると言える。修理工事が行われたこともあって蔵自体の保存状態は良好で、階段もしっかりとした造りと

No	名称	西暦	都道府県	文化財種別	出展元	現地調査	所有	章別番号
1	福原漁場三階蔵	1868頃	北海道	史跡	文化遺産 オンライン	内部	自治体	2-1-1
2	千葉家住宅土蔵	1912	岩手	重文	文化遺産 オンライン			
3	小玉家住宅文庫蔵	1923	秋田	重文	文化遺産 オンライン			
4	吉亭北土蔵	1919頃	山形	登録	文化遺産 オンライン		個人	
5	府中菅文庫蔵	1894	茨城	登録	文化遺産 オンライン		個人	
6	中村家住宅文庫蔵	1868-1911	茨城	登録	文化遺産 オンライン		個人	
7	油伝味噌文庫蔵	1885	栃木	登録	文化遺産 オンライン		個人	
8	茂原家住宅隠居蔵	1830-1867	群馬	登録	文化遺産 オンライン			
9	島村家住宅土蔵	1836	埼玉	登録	文化遺産 オンライン	内部	個人	2-2-3
10	山崎家住宅一番蔵	1863	埼玉		川越市	内部	個人	
11	山崎家住宅二番蔵	1872	埼玉		川越市	内部	個人	
12	山崎家住宅三番蔵	1884	埼玉		川越市	内部	個人	
13	岡野家住宅店蔵	1915	埼玉	登録	文化遺産 オンライン			
14	奥貫忠吉商店の足袋蔵	1916	埼玉		行田市		個人	
15	中村屋乾物店 文庫蔵	1885	千葉	県指定	香取市		個人	
16	サペーサ小倉屋蔵 (伊藤家住宅三階蔵)	1916	東京	登録	文化遺産 オンライン	内部	個人	2-2-4
17	三沢家住宅三階蔵	?	東京		論文・ 報告書		個人	
18	上羽生家住宅三階蔵	?	東京		論文・ 報告書		個人	
19	桔梗屋文庫蔵	1861	神奈川	登録	文化遺産 オンライン		個人	
20	旧今福家文庫蔵	1847	神奈川	登録 予定	海老名市	外観	自治体	2-1-5
21	旧目黒家住宅新蔵	1840	新潟	重文	文化遺産 オンライン	内部	自治体	2-1-2
22	旧目黒家住宅中蔵	1871再建	新潟	重文	文化遺産 オンライン	内部	自治体	2-1-2
23	星野本店衣装蔵	1882	新潟	登録	文化遺産 オンライン	内部	個人	
24	伊藤家住宅三階土蔵	1902	新潟	登録	文化遺産 オンライン	外観	自治体	
25	石田家住宅三階蔵	1918	新潟		論文・ 報告書	外観	個人	
26	旧宮崎酒造衣装蔵	1868-1911	富山	登録	文化遺産 オンライン		個人	
27	旧馬場家住宅 壺番蔵及び式番蔵	1868-1882	富山	登録	文化遺産 オンライン		自治体	
28	旧銭屋五兵衛家住宅 三階蔵	1830頃	石川		論文・ 報告書	内部	自治体	2-1-4
29	松原酒店土蔵	?	石川		論文・ 報告書	外観	個人	
30	山岸十郎右衛門家住宅 米蔵・板蔵	?	石川		論文・ 報告書	内部	個人	
31	山岸十郎右衛門家住宅 酒蔵(味噌蔵)	?	石川		論文・ 報告書	外観	個人	
32	山岸十郎右衛門家住宅 浜蔵(宝蔵)	?	石川		論文・ 報告書	外観	個人	
33	久司敏麿家住宅土蔵	?	石川		論文・ 報告書	外観	個人	
34	榎谷家住宅三階蔵	?	福井		現地調査	外観	個人	
35	所有者不明	?	福井		現地調査	外観	個人	
36	森下家住宅三階蔵	?	福井		現地調査	外観	個人	
37	吉村家住宅三階蔵	?	福井		現地調査	外観	個人	
38	野村・菅原家住宅三階蔵	?	福井		現地調査	外観	個人	
39	辻家住宅三階蔵	?	福井		現地調査	内部	個人	
40	旧福嶋屋土蔵	1894	山梨		私設HP		個人	

41	旧根津家住宅土蔵	1933頃	山梨	登録	文化遺産 オンライン		自治体	
42	田中本家博物館文庫蔵	1830-1867	長野	登録	文化遺産 オンライン	外観	個人	2-2-5
43	旧丸田医院土蔵	1875頃	長野	登録	文化遺産 オンライン	外観	自治体	
44	蔵	1911頃	長野		私設HP		個人	
45	片倉家住宅文庫蔵	1926-1988	長野	登録	文化遺産 オンライン			
46	柳屋の三階蔵	1945-1988	長野		現地調査	内部	個人	
47	湯筒屋の三階蔵	1945-1988	長野		現地調査	内部	個人	
48	長野県大町市大町の三階蔵	?	長野		現地調査			
49	中野家住宅座敷蔵	1883-1897	長野	登録	文化遺産 オンライン		個人	
50	小坂家住宅三階蔵	1772	岐阜	主屋は 重文	現地調査	外観	個人	
51	三輪酒造南蔵	1887	岐阜	登録	文化遺産 オンライン		個人	
52	渡邊家住宅三階蔵	1837	静岡	市指定	静岡市	内部	個人	2-2-1
53	小長井家住宅奥蔵	1906	静岡	登録	文化遺産 オンライン			
54	鶴飼史郎家三階蔵	1867頃	愛知		春日井市	外観	個人	
55	麻吉旅館土蔵	1830-1867	三重	登録	文化遺産 オンライン		個人	
56	旧西川家住宅土蔵	1681-1683	滋賀	重文	論文・ 報告書	内部	自治体	2-1-3
57	文久蔵 (多田家住宅三階蔵)	1861-1864	滋賀		現地調査	内部	個人	2-2-2
58	佐野家住宅三階蔵	1681-1864	滋賀	登録	大津市	内部	個人	
59	曹澤寺三階蔵	?	滋賀		現地調査	外観	個人	
60	戸田家住宅三階蔵	?	滋賀		現地調査	内部	個人	
61	佐々木家住宅三階蔵	?	滋賀		現地調査	内部	個人	
62	西川甚五郎家住宅 三階蔵	?	滋賀		現地調査	内部	個人	
63	井上家住宅三階蔵	?	滋賀		現地調査	内部	個人	
64	中居家三階蔵	?	滋賀		現地調査	内部	個人	
65	竹中家三階蔵	?	滋賀		現地調査	内部	個人	
66	長浜名称不明	?	滋賀		現地調査	外観	個人	
67	日新電機嵯峨野荘 土蔵	1932	京都	登録	文化遺産 オンライン		個人	
68	(南)葛原家住宅三階蔵	1854	大阪		私設HP		個人	
69	吉田酒造蔵	1878頃	大阪	登録	文化遺産 オンライン		個人	
70	旧小西家住宅三階蔵	1903	大阪	登録	文化遺産 オンライン	外観	個人	
71	旧小西家住宅衣装蔵	1912	大阪	登録	文化遺産 オンライン	外観	個人	
72	小林家住宅三階蔵	1656	兵庫	市指定	たつの市	内部	個人	
73	尾崎林太郎家住宅三階蔵	1924	和歌山	登録	文化遺産 オンライン	内部	個人	
74	小川酒造三階蔵	1926-1988	鳥取	登録	文化遺産 オンライン		個人	
75	木幡家住宅三階蔵	1830-1867	島根	重文	文化遺産 オンライン		個人	
76	井上家住宅三階蔵	1753	岡山	重文	倉敷市	外観	個人	
77	岡本家住宅三階の倉	1868-1911	熊本	登録	文化遺産 オンライン			
78	岩尾家住宅三階蔵	1868-1911	大分	登録	文化遺産 オンライン			
重要文化財(重文)・史跡				8	内部調査済	26		
指定文化財(指定)				都道府県	1	外観のみ調査	21	
				市町村	2	未調査	31	
登録文化財(登録)				31	合計	78		
未指定				36				
合計				78				

表1 現存する三階蔵一覧

名称	写真①	写真②	図版
旧福原漁場 文書庫 【2-1-1】			
	写真2-1-1① 旧福原漁場文書庫	写真2-1-1② 1階と2階は展示室となっている	図2-1-1 福原漁場文書庫断面図(左)、1階平面図(右)
旧目黒家住宅 中蔵・新蔵 【2-1-2】			
	写真2-1-2① 旧目黒家住宅中蔵(右)・新蔵(左)	写真2-1-2② 棟木(上)と唐戸面の面取りが施された独立柱(下)	図2-1-2 旧目黒家住宅中蔵断面図(左)・中蔵・新蔵1階平面図(右)
旧西川利右衛門家 住宅土蔵 【2-1-3】			
	写真2-1-3① 旧西川利右衛門家土蔵	写真2-1-3② 土蔵内は資料保管庫となっている。窓には内開きの漆喰の扉がついている	図2-1-3 旧西川利右衛門家土蔵断面図(左)・1階平面図(右)
旧銭屋五兵衛家 住宅三階蔵 【2-1-4】			
	写真2-1-4① 銭屋五兵衛家住宅三階蔵三階蔵	写真2-1-4② 1階の展示スペース	図2-1-4 旧銭屋五兵衛家住宅三階蔵断面図(左)・2階平面図(右)
旧今福家住宅 文庫蔵 【2-1-5】			なし
	写真2-1-5① 旧今福家文庫蔵	写真2-1-5② 今福薬医門公園 入り口(薬医門)	

表2 本文2-1に対する写真と図版

なっている。どちらの蔵も通風のために2階、3階の床の一部に格子がはめられているほか、中蔵の独立柱には約1尺5寸角の檜材が使用されている。この独立柱には唐戸面という種類の面取りも施されており、細かな仕上げが見られる。

2-1-3. 旧西川利右衛門家住宅土蔵

三階蔵の中には指定管理者制度下で維持管理されているものもある。滋賀県近江八幡市の旧西川利右衛門家住宅がそれである⁹。旧西川利右衛門家土蔵は、天保年間(1681-1683年)に建てられた桁行約6.1m、梁行約4m、棟高約8.1mの平入りの三階蔵である。主屋と共に重要文化財に指定されており、通常は主屋1階のみ一般公開されている。旧西川利右衛門家に隣接する市立資料館と共に、指定管理者が運営を行っている。重要文化財に指定されていることもあり、定期的な修理工事と保存し続けるための維持管理は自治体が主体となって行っている。そうした背景もあってか、三階蔵の中でも2番目に古い江戸時代前期の建築であるにも関わらず、旧西川利右衛門家土蔵の保存状態は良好である。周辺には主屋が三階建ての旧伴家住宅や、増築と思われるが三階蔵もあり、いずれも通常非公開ではあるが、三階蔵を含む多層階建築の町としてその見どころを積極的に発信する方法も考えられる。

2-1-4. 旧銭屋五兵衛家住宅三階蔵

石川県金沢市の旧銭屋五兵衛家住宅三階蔵は、1830年頃に建てられた桁行5.8m、梁行3.7m、棟高7.7mの平入りの土蔵である。文化財に指定や登録はされていないが、公益財団法人が運営の下、記念館の附属施設「銭五の館」の一部として活用されている¹⁰。主屋と三階蔵は移築され、資料館として一部が公開されている。三階蔵の公開部分は1階のみで、ガラスケースが設置された展示室となっている。2階、3階は現在も物置として使用されている。各階の部屋の中央付近の床板には、ほぼ同じ位置に約900mm四方に切り取られている部分があり、かつては荷物の上げ下ろしに使用されていたと思われる。内外ともに大きな改装はされておらず、従前の蔵としての佇まいをそのままに活用されている。

2-1-5. 旧今福家住宅文庫蔵

神奈川県海老名市の住宅街にある今福薬医門公園は、2004(平成16)年に敷地と文庫蔵・表門が市に寄贈され、地元自治会などによる検討会で協議され公園化することが決まった。蔵の補修や敷地内の整

備工事を経て、2007(平成19)年から年末年始を除いて一般開放されている。公園の名前は表門の形式が薬医門であることに由来する。文庫蔵は弘化4(1847)年に建てられた三階蔵で、桁行約7.2m、梁行約4.5m、平入りで、通常非公開である。公園内にはかつて庭であった部分がそのまま生かされており、様々な種類の樹木・草花が育てられている。清掃を含めた維持管理は近隣住民やボランティアによって行われており、公共の場として地域に溶け込んでいる。なお表門には、今福家や表門・文庫蔵に関する解説が書かれた市発行のパンフレットが用意されており、持ち帰ることができる¹¹。

2-1-6. 自治体所有の三階蔵の活用と課題

旧目黒家、旧西川利右衛門家は自治体の所有で、銭屋五兵衛家住宅三階蔵も運営こそ公益財団法人であるが建物自体は県の所有となっている。いずれも内部の公開は基本的には主屋の1階のみと限定的である。人が立ち入ればそれだけ建物は傷むため、保存を重視した維持管理を考えるならば、公開は最低限に留めることが肝要である。保存と活用のバランスにおいて、この線引きは非常に重要である。

その一方で、福原漁場のように建物を含めて敷地全体を展示施設化しながら保存する例もある。公開対象が多ければ多いほど、さまざまな角度から建物や敷地を見る機会が生まれる。生活の場として使用されていた主屋を見れば、部屋の使い方であったり、設えであったり、時代や地域の特徴を知ることや、現代の生活との相違点に気づくことができる。付属屋を含め、かつての住人と同じ場所に立つことで、その生活を追体験することもできるため、建物の内部を公開することには一定の意味があると考えられる。ただ、福原漁場において敷地内の建物全体を公開・展示することができた理由としては、管理運営を地元の博物館が行っていることが大きい。展示や保存に関して専門的な知識や技術があるからこそ、実物の建造物群を展示という形で活用し、また保存も両立させることが可能となったと考えられる。

他の例に比べて、今福薬医門公園は地域に寄り添った活用方法を採用している。三階蔵内部の公開はしていないものの、公園化されたことで公共性が高まり、誰でも気軽に訪れることができる場所となった。公園としての運営であれば人が常駐する必要もなく、自治体の費用負担も抑えることができる。今福家の歴史的背景や家屋配置など、現存する

建物の意味を伝える役割は解説冊子が果たしており、学術的な側面に対する配慮もある。こうした活用であれば、地域の協力次第で持続可能な方法となり得ると考える。三階蔵の内部見学希望者への対応があれば、なお望ましいのではないだろうか。

2-2. 個人所有の三階蔵と活用状況

自治体が活用に対しては最低限に留める傾向がある一方で、個人が所有している蔵にはさまざまな活用方法が見られる。建築当初の機能をそのまま活用している場合もあれば、居住スペースに改める、あるいは店舗や展示室として生まれ変わることもある(表2)。

2-2-1. 渡邊家土蔵

静岡県静岡市にある渡邊家土蔵は1837(天保8)年に建てられた三階蔵で、市の指定文化財である¹²⁾。桁行約6.3m、梁行約4.4m、棟高約7.8mの妻入りの蔵で、四方転びという構法が用いられている¹³⁾。四方転びとは柱を内傾させる構法で、鐘楼や曳山の山車などに用いられる。耐震のための技術と言われているが定かではなく、民家建築にこの構法が用いられることは珍しいようである。高さが1m上がるごとに桁行・梁行の距離が約30mm短くなっており、柱は1m上がるごとに約15mm内傾していることがわかる。

渡邊家土蔵は四方転び以外にも、各階に大きな窓が設けられていることや、後補と思われるが3階が座敷になっている点などの特徴が見られる。渡邊家の文書より、近くの川の増水から貴重な文書等を守るために当該の三階蔵を建てたことがわかっているが、このように建築の経緯がわかることも珍しい。現在、渡邊家土蔵は木屋江戸資料館という私設の資料館として、予約制で見学者を受け入れている。情報の発信も積極的にされており、個人でできる範囲の活用に関して高い意識をもって取り組まれている例と言える。

2-2-2. 文久蔵(多田家住宅三階蔵)

滋賀県彦根市の多田家住宅三階蔵は文久年間(1861-1864年)に建てられた、桁行約6.9m、梁行約4.8m、棟高約8.1m、平入りの土蔵である。前述の渡邊家土蔵と同様、四方転びが用いられている。傾き具合は渡邊家とほぼ同じであった。現在は「文久蔵」という名称の飲食店になっており、3階の床面を取り払い、階段の配置を変えるなどの改装されて

いる。階段の配置は変更されているものの、天井や屋根裏などの躯体はそのまま使用されているため、改装前の状態も読み取ることができる。三階蔵としての特徴は残しつつ、現在の生活に合わせた改変で積極的な活用が行われている例であると言える。ただ、近年は古民家を活用した飲食店が増えているため、三階蔵であることや四方転びという特殊な構法を用いて建てられていることなどを積極的に発信することで、特異性を周知することも可能だと考える。

2-2-3. 島村家土蔵

埼玉県桶川市の島村家土蔵は1836(天保7)年に建てられた、桁行約10.8m、梁行約5.3m、棟高約9.6mの土蔵である。川越の蔵造りと似た重厚な箱棟や漆喰の塗籠が特徴的な、登録文化財である。飢饉に陥った村を救済するために、村民を雇い公共事業として蔵の建築に従事させたという史実に基づき「救済蔵」「お助け蔵」とも呼ばれている。こうした経緯をパネルにまとめ、自治体などが実施するまち歩きイベントの際に解説を行うなど、私設の資料館として積極的に活用されている。イベント時以外でも一般公開されており、1階から3階まで上がることができる。土蔵内には、蔵の収蔵品であった衣裳や商売道具など多数の民具が所狭しと並べられている。それぞれ手作りの説明書きが添付され、展示ケースも用いて展示されている。外壁をトタン板で覆って保護している点を除けば大きな改修はせず、往時のままの姿を留めている。

2-2-4. すぺーす小倉屋蔵(伊藤家住宅三階蔵)

東京都台東区の伊藤家住宅三階蔵は1916(大正5)年に建てられた、桁行約5.5m、梁行約3.6m、棟高約10.8mの妻入りの土蔵である¹⁴⁾。平面規模に対して階高が高く、外観はほっそりと縦に長い印象である。1階はギャラリー「すぺーす小倉屋蔵」として、一般公開されている。元々は富山県にあったものが、移築され、質屋の質蔵として用いられていたとのことである。本来の機能のまま使用されてきたこともあり、大きな改装を施された形跡はなく、ほぼ従前の姿を留めていると思われる。寺院と墓地が密集している場所であることから、通りに面して立つこの三階蔵の存在感は際立っている。

2-2-5. 田中本家博物館の三階蔵

長野県須坂市の田中本家博物館は、三階蔵の個人所有者家の中でも特殊な例として挙げられる。同家は、広大な敷地と家屋、そして保管されていた民俗



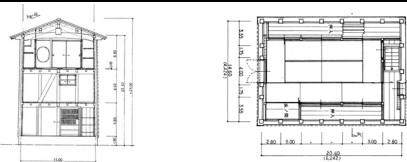


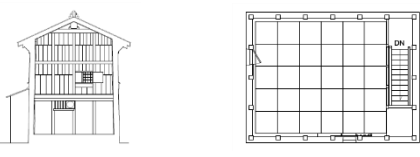


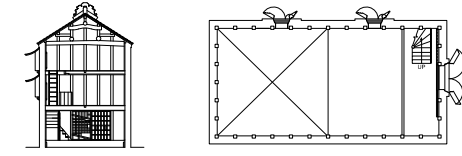


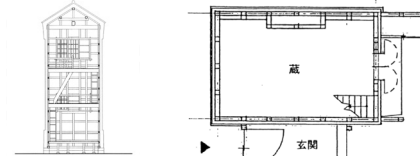




名称	写真①	写真②	図版
渡邊家土蔵 【2-2-1】			
	写真2-2-1① 渡邊家土蔵	写真2-2-1② 3階は畳が敷かれた座敷となっている	図2-2-1 渡邊家土蔵断面(左)・3階平面図(右)
文久蔵 (多田家住宅 三階蔵) 【2-2-2】			
	写真2-2-2① 多田家住宅三階蔵	写真2-2-2② 3階の床板が外され2-3階は吹き抜けとなっている	図2-2-2 多田家住宅三階蔵断面図(左)・2階平面図
島村家土蔵 【2-2-3】			
	写真2-2-3① 島村家土蔵	写真2-2-3② 土蔵に保管されていたものが展示されている	図2-2-3 島村家土蔵断面図(左)・1階平面図(右)
すべーす小倉屋 蔵(伊藤家住宅 三階蔵) 【2-2-4】			
	写真2-2-4① 伊藤家住宅三階蔵	写真2-2-4② 1階はギャラリーとして活用されている	図2-2-4 伊藤家住宅三階蔵断面図・1階平面図
田中本家博物館 の三階蔵 【2-2-5】			なし
	写真2-2-5① 田中本家の三階蔵	写真2-2-5② 展示室として改装されている土蔵の内部	
官学連携による 活用の模索 【2-3】			なし
	写真2-3① 旧西川利右衛門家土蔵3階で見学者に解説した	写真2-3② 土蔵と同時に公開した旧伴家住宅の3階ではパネル等を用いて解説を行った	

表3 本文2-2に対する写真と図版

資料を展示するため、1993(平成5)年4月に「豪商の館 田中本家博物館」として開館した私設の博物館である。田中家は穀物や煙草、酒造業などの商売を行い、須坂藩の御用達商人として活躍、名字帯刀を許される大地主であった。

三階蔵の公開は行っておらず、展示経路からは僅かしか見ることができないが、長屋のように連なる蔵が展示室として大きく改築されている。ミュージアムショップや喫茶も併設され、個人所有にしては例外的な活用方法をとっている。田中本家は3,000坪の広大な敷地を持ち、四方を20の土蔵が取り囲んでいる。このうちの5棟が展示室として利用されている。敷地内には主屋、付属屋の他に、3つの庭がある。江戸から昭和にかけての衣装や陶磁器類、調度品など6万点が土蔵にのこされており、常設展示や企画展で見ることができる。

田中家の展示スペースは外壁や構造躯体こそそのままだが、内部には現代的な改築が施されている。その展示スペースには、蔵に収蔵されていたという服飾品、食器類、玩具類など、あらゆる面で史料価値の高い品々が展示されている。特に、蔵の長持ちの中に保管されていたという婚礼衣装は、外気に触れることがなかったため、非常に良い状態で発見され、歴史的にも貴重な品と言える。

2-2-6. 個人所有の三階蔵とその活用

自治体が所有する場合とは異なり、個人が所有する建物は営利目的の施設として使用するなどの自由度が高く、活用方法の選択肢は多い。ただ、三階蔵の例で見ると、飲食店は1例で、資料館・ギャラリーが3例、三階蔵自体ではないが本格的な博物館が1例であった。ここで挙げなかった個人所有の三階蔵は、基本的に蔵や倉庫として使用されている。

個人所有の三階蔵が資料館等の施設化する理由としては、大きな改築をせずに蔵そのものを見せることができること、また所有する蔵に対する愛着や周知したいという積極的発信に意欲があることなどが考えられる。多田家の三階蔵のように文化財になっていない建物であれば、大きな改築も可能で、思い切った活用方法を選択することができる。

一方で、渡邊家土蔵のように市等の指定文化財になっている場合は、現状変更に対する制限がある。資料館など学術的な方向での活用を選択する場合には、文化財指定や登録が肩書として役に立つ場合もあるが、大きな改修が必要ならば不向きである。も

ろん、田中本家のように、指定文化財ほどの価値があるとされても、所有者の意思で、敢えて制限が少ない登録文化財を選び、思うように改築をすることも可能である。活用の方法を検討する際には、文化財になることの良し悪しについても合わせて考えることが肝要である。

2-3. 官学連携による活用の模索

自治体が所有する三階蔵を、個人所有のものと同じように活用することは、費用や安全上の配慮、防犯上の理由などから検討しなければならない点が多く、難しい。ただ、その佇まいだけを見せることと内部も見せることで、その建造物に対する印象は大きく変わるはずである。こうした考えの下、三階蔵を地域資源として活用する試みとして、2013(平成25)年10月から12月にかけて、近江八幡市と市の指定管理者の協力を得て、旧西川利右衛門家の三階蔵を中心に「三階蔵公開プロジェクト」¹⁵を実験的に行った。このプロジェクトでは、旧西川家に隣接する市立資料館にて三階蔵のパネル展示を実施、全国に現存する三階蔵をその特徴と共に紹介した。2カ月間のパネル展の会期末に、2日間、旧西川家利右衛門家土蔵の内部を公開した。このとき、資料館の向かいにある、主屋が三階建ての旧伴家住宅と、同じ通りにある町家の1軒に協力を得て、同時に公開イベントを実施した。同時に公開を行うことで、当該地区に多くの文化的価値をもつ建造物があることを一体的に周知する機会を作るとともに、そうした建造物が多く残る地区を後世に残していく必要性を訴えることを目的とした。

三階蔵の内部公開に際しては、旧西川家の文書などが蔵に収蔵されたままになっている点や、内部に照明が必要な点などの課題があったが、一番の課題は階段の昇降にあった。高齢者にとっては昇降することが難しい点である。三階蔵はその特性上、階段が2つある。二段階に昇降を繰り返さなければならぬため、内部の見学者の一部は2階以上にあがることができなかった。加えて階段に関しては、頻繁に人が昇降することで階段自体へのダメージも心配された。一方で、2日間の実施で累計300人が参加したこのイベントでは、一般来訪者の歴史的な建物に対する関心度の高さを確認することができた。

2-4. 活用のまとめ

活用の方法については様々な規模があるが、主屋や他の付属屋と共に三階蔵が残っている場合は、その公開は限定的であることが多い。どちらかというところ、蔵自体に特異な事情がない限り、三階建てであったとしても、蔵はあくまで付属屋として主屋ほどは重要視されていないように見受けられる。その特性上、物置として継続使用されている場合も多く、単体での活用を考えられることの方が特殊であるとも言える。

とはいえ、一般公開にあたって、まち歩きイベントなど地元の自治体と協力し、歴史的な建造物をまちの魅力のひとつとして周知する活動が行われていることも事実である。古い蔵が、建築当初に考えられていた用途とは異なり、店舗や展示室として活用される。その際には、蔵という建築物自体の珍しさも含めて「特色ある建物」として紹介し、来訪者に知ってもらうことで、更なる魅力の創出につなげることも期待できる。価値を独自に理解し活用に意欲がある例があることは、これから活用を検討される際の参考になることには違いない。

3. 維持管理と保存の課題

古い建築物を保存する際に課題となるのが、維持・管理費である。土蔵は土壁であり、町場にある土蔵の外壁は大概、漆喰で仕上げられている。漆喰も長い時間経過すると剥落したり壁に穴が開いたり傷み始めるため、早期に補修、修理をする必要がある。あくまで倉庫の代わりに私的に使用する場合はともかく、一般公開するにあたっては、さまざまな配慮を要し、これをすべて個人で賄うのは容易ではない。

長野県須坂市の田中本家の周辺には、土蔵を保有する家が他にも多数あり、土蔵の残存率が高い地域である。またそれらの中には、田中本家と同様に三階建てのものもある。複数の三階蔵や多層階住宅が近接した地域内に見られる点は、兵庫県のたつの市や滋賀県の長浜市・近江八幡市、福井県の小浜市にも共通している。田中本家は特殊なケースではあるが、最大限に活用するために敢えて自治体とは協同せず、あくまで個人がその維持管理にあたり、また私設の博物館として保有するという、新しい保存・活用の形をとっている。単独では難しくても、同一地域内で類似の特徴を有する建物があるならば、協

調して活用を行う方法も考えられる。

海老名市の今福薬医門公園は、自治体所有の文化財を地域住民の手に運営を委ねるという方法を採用しており、活用や維持管理の方法としては新鮮で、一手法として今後のモデルとなり得るのではないだろうか。

4. 民家建築における文化財指定・登録と文化財保護法の一部改正

近年、武家屋敷や商家などの大きな屋敷だけでなく、歴史ある民家建築も各種文化財や伝統的建造物群保存地区などに選定、登録や指定される傾向がある。文化財にするためには、大学や調査機関が調査を実施しまとめた報告書等を元に、地方自治体や文化庁が文化財に値するかの判断を行う。

建築物に関する文化財保護の動きは、1898(明治30)年6月に公布された古社寺保存法に端を発する。1950(昭和25)年5月に文化財保護法という名称になり、1975(昭和50)年7月の改正で伝統的建造物群制度が、1996(平成8)年6月の改正で登録有形文化財制度が導入された。それから22年が経過し、社会情勢は変化しつつある。文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が、2018(平成30)年の通常国会で改正され、2019(平成31)年4月に施行されることになった。この改正は、「過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るもの」¹⁶と定義されている。

文化財自体の総数も年々増加する上、登録文化財の特性上、所有者は個人のままであることも多い。個人での文化財所有者は、活用に積極的であったとしても、どのように活用すべきなのか、その道筋がなければ実行に移すことは難しいだろう。また自治体が所有する場合は、費用面や安全面の課題もあり、積極的な活用はあまり行われないう傾向にある。いずれの場合も、現状では自力での活用には限界がある。

三階蔵の活用例から考えれば、自治体が所有する

文化財の場合、北海道の福原漁場のように公共の博物館施設等が維持管理に参加することが理想的であると考えられる。文化財の活用方法として一般的なのは収蔵品も含めて展示する方法である。博物館等の施設や職員が携わることで、学術的・博物学的な面でもサポートすることが可能となる。そこまで前のめりの活用が難しければ、今福薬医門公園のように、地域住民と共に歩む公共性の高い場所とすることを旨とするのも、また一つの方法である。

一方で個人所有の三階蔵の場合は、指定文化財ならばともかく、登録文化財は個人の自由度が高いこともあって、公共性を重視する公的機関との協力はハードルが高い。そのため民間のNPO団体や、大学などの研究機関との協力が考えられる。個人所有の三階蔵の例から言うと、資料館としての活用方法だけでなく、その機能を変えて飲食店やギャラリースペースとして活用する方法もあり、まずは個人ができる範囲で活用の方向性を考えることが必要であると考えられる。

おわりに

三階蔵は、照明や階高の問題があり活用は難しく、本来の目的以外の用途として建物内部を活用する場合は、ある程度改装しなければならない。登録文化財であれば一定の改変は可能なため、補助を受けて修繕をしつつ、活用のための改装を行うこともできる。文化財と言えば、現状をそのままに保存することが肝要であるとされてきたが、使用していないものを維持し続けることは、特に個人の場合は負担となる。時代の変化に合わせて保存の形も変化させる、そうした決断をする時代が到来しているのではないだろうか。文化財保護法の一部改正によって、三階蔵を含む、個人所有の登録文化財について新たな活用法を見出し、文化財的価値を担保しながら、活用に舵を切るきっかけになることが期待される。

参考文献

1 『日本永代蔵』には、「一に俵、二階造り、三階蔵を見渡せば、都に大黒屋といへる分限者ありける。」という記述がある(『新潮日本古典集成 日本永代蔵』(佐藤亮一発行、村田穆校注、新潮社、1977)。

- 2 久保奈緒子『修士論文 三階蔵に関する基礎的研究』(2013)
- 3 久保奈緒子「滋賀県・近江八幡における三階蔵の調査研究」(『2013年度日本建築学会近畿支部研究報告集 第53号(計画系)』 pp.785-788、2013)
- 4 久保奈緒子「滋賀県・彦根旧城下町縁辺部における三階蔵の調査研究」(『2013年度日本建築学会大会(北海道)学術梗概集(建築歴史・意匠)』 pp.259-260、2013)
- 5 久保奈緒子「増築された三階蔵に関する考察」(『人間文化』第36号 pp.28-39、2014)及び久保奈緒子「増築された三階蔵に関する考察」(『2014年度日本建築学会大会(近畿)学術梗概集(建築歴史・意匠)』 pp.75-76、2014)
- 6 久保奈緒子「独立柱を持つ三階蔵に関する考察」(『人間文化』第43号 pp.26-36、2017)
- 7 2018年8月末日現在。対象となる三階蔵は、各種調査報告書、文化財データベース(文化庁)、伝建地区等での調査を通して検索している。他の調査で訪れた地域で偶然発見した例もある。文化財等の対象になっていない場合、報告書やデータベースへの掲載はないため建築年代等が不明なものも多い。
- 8 財団法人文化財建造物保存技術協会編『重要文化財 旧日黒家住宅 中蔵 新蔵 修理工事報告書』(守門村、1983)
- 9 滋賀県教育委員会『重要文化財 旧西川家住宅(主屋・土蔵)修理工事報告書』(滋賀県教育委員会、1988)
- 10 富山博「銭屋の三階蔵について」(『日本建築学会論文報告集』第89号 p.514、1963)
- 11 海老名市教育委員会教育部社会教育課文化財係『えびな文化財探求書 其ノ参 旧今福家の表門と文庫蔵～今福薬医門公園～』(海老名市教育委員会、2010)
- 12 渡邊家土蔵については、建部恭宣『渡邊家土蔵(三階文庫)の建築に関する調査報告書』(建部恭宣、2001)および渡邊俊介『蒲原町指定有形文化財 渡邊家土蔵(三階文庫)応急修理工事報告書』(渡邊俊介、2005)が発行されている。
- 13 富山博「四方ころび型の土蔵について」(『日本建築学会論文報告集』第76号 p.370、1962)
- 14 台東区教育委員会『台東区の登録有形文化財』(台東区教育委員会、2010)

- 15 2013年度近江楽座「三階蔵覚醒プロジェクト」及び2014年度「町活in八幡」(滋賀県立大学 近江楽座、<http://ohmirakuza.net/project/sankaigura/>)
- 16 文化庁「文化財保護法及び地方教育行政の組織

及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布について(通知)」30庁財第128号、平成30年6月8日

Comment

石川 慎 治

人間文化学部地域文化学科准教授

今年6月に文化財保護法が改正されたが、これは、「過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地の貴重な文化財の減失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る」(文化庁HP)ことを目的としたものである。実際には、来年4月から改正された文化財保護法(以下、改正保護法とする)が施行されることになるが、本論文では、文化財建造物の保存と活用について、三階蔵を事例に挙げながら、その在り方について考察したものである。

今回の改正保護法については、特に活用の在り方について、新聞報道などを見てもさまざまな受け止め方がある。そのため、改正保護法が施行されていないこの時点で文化財建造物の保存・活用の在り方について、さまざまな専門分野から考察しておくことは重要であると思われる。本論文では保存修景の立場から考察を行っているが、ここでは、文化財建造物の所有形態(自治体・個人)や文化財の有無(指

定・未指定)に着目・分類しながら事例を紹介しつつ、考察している。一般的に、文化財を含めた歴史的建造物では、社寺建築のように、建設当初から用途が変わらず存続しているものもあるが、時代ごとに用途は変わりながらも存続しているものも多いように思われる。そのため、建造物が存続するために、用途を変更し、改修することで積極的に活用することは重要であり、筆者の主張にもうなずけるものがある。

しかし、ここで気を付けなければならないのは、歴史的建造物を継承するためならば、どんな活用でもいいというわけではなく、建造物本来の良さが損なわれないようにする必要がある。それは、重要文化財であろうが、登録文化財であろうが、未指定の建物であろうが変わりないと思う。この判断は簡単にはできないため、十分な検討が必要不可欠であるし、的確な判断ができる人材を育成する必要もある。本論文でそのあたりをもう少し言及してほしかった。また、文化財建造物の保存・活用を考えるには、三階蔵はやや特殊すぎたのではないか。できれば、別の機会にでも、他の建築様式の文化財建造物を事例に考察することを期待したい。